

○栗原市個人情報保護条例

平成17年4月1日
条例第8号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
 - 第1節 実施機関の責務(第6条—第12条)
 - 第2節 個人情報の開示及び訂正の請求(第13条—第21条)
 - 第3節 救済措置等(第22条—第24条)
 - 第4節 他の法令との調整等(第25条)
- 第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護(第26条—第30条)
- 第4章 個人情報保護審査会(第31条—第38条)
- 第5章 雜則(第39条—第41条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会、消防長及び病院事業管理者をいう。
- (3) 事業者 法人等及び事業を営む個人をいう。
- (4) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次項において同じ。)であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (5) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(平20条例31・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、その適正な取扱いに努めなければならない。

2 市が出資、出捐及び補助金等の交付(以下「出資等」という。)をする法人のうち実施機関が定めるものは、前項に規定するもののほか、当該実施機関がこの条例の規定に基づき実施する個人情報の保護に係る施策に留意しつつ、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自ら自己の個人情報の保護に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 実施機関の責務

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された行政文書を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報取扱事務の対象者
- (5) 個人情報の記録項目

- (6) 個人情報の処理形態
- (7) 個人情報取扱事務の委託の有無
- (8) 個人情報の収集先
- (9) 個人情報の利用及び提供の状況
- (10) 個人情報取扱事務の開始年月日及び登録年月日
- (11) その他実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。
- 4 前3項の規定は、市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務その他栗原市個人情報保護審査会(以下この章及び次章において「審査会」という。)の意見を聴いた上で実施機関が定める個人情報取扱事務については、適用しない。
(収集の制限)

- 第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
 - 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令(条例を含む。以下同じ。)に定めのあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。
- (5) 国、他の地方公共団体又は実施機関以外の市の機関から収集する場合で、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
- (6) 他の実施機関から次条各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため相当な理由があると実施機関が認めるとき。

- 4 実施機関は、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令に定めのあるとき、又は審査会の意見を聴いた上で実施機関が当該個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要と認めるときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

- 第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う目的以外の目的で個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令に定めのあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 専ら学術研究等の目的のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

- (6) 同一実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、実施機関以外の市の機関、国若しくは他の地方公共団体に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報を使用することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。

(オンライン結合による提供の制限)

- 第9条 実施機関は、個人情報取扱事務を電子計算機を使用して処理する場合にあっては、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられている場合を除き、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(以下「オンライン結合」という。)により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

- 2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の実施機関以外のものへの提供を開始しようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(適正管理)

- 第10条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を

正確なものに保つために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 実施機関は、保有の必要がなくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去の措置を講じなければならない。ただし、歴史的又は文化的資料として保存される行政文書に係るものは、この限りでない。

(職員等の義務)

- 第11条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託に伴う措置)

- 第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 個人情報の開示及び訂正の請求

(開示の請求)

- 第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の個人情報を取り扱う事務(市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務を除く。)に係る行政文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下単に「法定代理人」という。)は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって開示請求をすることができる。

- 3 実施機関は、開示請求があったときは、第16条第1項及び第2項に定めるところにより当該開示請求に係る個人情報を開示しなければならない。

- 4 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報を開示しないことができる。

(1) 法令の定めるところにより開示することができないとされているとき。

(2) 個人の指導、評価、選考、判定、診断等に関する情報であって、開示することにより、当該指導、評価、選考、判定、診断等の事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるとき。

(3) 開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)以外の個人に関する情報が含まれているとき。ただし、当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれのないときを除く。

(4) 法人等に関する情報又は個人が営む事業に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれのあるとき。

(5) 国、他の地方公共団体その他公共団体(以下「国等」という。)の機関又は実施機関以外の市の機関からの協議、依頼等に基づいて作成され、又は取得された情報であって、開示することにより、国等の機関又は実施機関以外の市の機関との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれのあるとき。

(6) 開示することにより、犯罪の予防、個人の生命、身体又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれのあるとき。

(7) 市又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる市の機関内部若しくは市の機関相互又は市の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれのあるとき。

(8) 市の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、涉外、入札その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるとき。

- 5 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前項各号のいずれかに該当する個人情報とそれ以外の個人情報とがある場合において、これらの部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、同項各号のいずれかに該当する個人情報に該当する部分を除いて、開示しなければならない。

(開示請求の手続)

- 第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した開示請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする個人情報の特定に必要な事項

(3) その他実施機関が定める事項

- 2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理

人であることを証明するために必要な書類で実施機関が指定するものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第15条 実施機関は、前条第1項の開示請求書が提出されたときは、当該開示請求書が提出された日から起算して15日以内に、開示するかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、その理由(その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日)を前項の書面に記載しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の期間及び理由を書面により開示請求者に通知しなければならない。

5 実施機関は、前条第1項の開示請求書の提出があった場合において、開示請求に係る個人情報が存在しないときは、その旨及び存在しない理由を書面により開示請求者に通知しなければならない。

(開示の方法)

第16条 実施機関は、前条第1項の規定により個人情報を開示する旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、スライドフィルム又は電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により、速やかに当該個人情報を開示しなければならない。

2 閲覧の方法による行政文書の開示にあっては、実施機関は、前項の規定により個人情報を開示する場合に、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その写しにより、これを行うことができる。

3 第14条第2項の規定は、第1項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示請求等の特例)

第17条 実施機関が別に定める個人情報は、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求を行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、当該実施機関が別に定める方法により直ちに開示しなければならない。

(費用負担)

第18条 第16条第1項又は第2項に規定する写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求)

第19条 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報が事実と合致していないと認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の手続)

第20条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正請求をしようとする個人情報の特定に必要な事項

(3) 訂正を求める内容

(4) その他実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項の規定は、前条第1項の規定により訂正請求をしようとする者について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、前条第1項の訂正請求書が提出されたときは、当該訂正請求書が提出された日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求に係る個人情報を訂正するかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正した上で、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対しその内容及び理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、速やかにその理由を書面により通知しなければならない。

4 第15条第4項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。

第3節 救済措置等

(是正申出)

第22条 何人も、実施機関の自己に関する個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、当該実施機関に対しその取扱いの是正の申出(以下「是正申出」という。)をすることができる。

- 2 是正申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した是正申出書を実施機関に提出しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所
 - (2) 是正を求める内容
 - (3) その他実施機関が定める事項
- 3 第13条第2項の規定は是正申出について、第14条第2項の規定は第1項の規定により是正申出をしようとする者について準用する。
- 4 実施機関は、第2項の是正申出書が提出されたときは、速やかに、必要な調査を行い、審査会の意見を聴いた上で、是正申出をした者(以下「申出者」という。)に対し、是正するかどうかを遅滞なく書面により通知しなければならない。ただし、申出者の同意があるときは、実施機関は、審査会の意見を聴かないで処理を行うことができる。
- 5 実施機関は、前項ただし書の規定により処理した是正申出については、速やかにその処理の内容を審査会に報告しなければならない。
(不服申立てがあった場合の手続)

第23条 実施機関は、第15条第1項又は第21条第1項の決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが不適法である場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定による諮問に関する答申があったときは、その答申を尊重して、当該不服申立てについての決定を行わなければならない。
(苦情の処理)

第24条 実施機関は、当該実施機関の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

第4節 他の法令との調整等

(他の法令との調整等)

第25条 次に掲げる個人情報については、この章の規定は、適用しない。

- (1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報
 - (2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報
 - (3) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の収集によって得られた個人情報
 - (4) 統計調査条例(平成4年宮城県条例第15号)第2条第2項に規定する県指定統計調査によって集められた個人情報
- 2 この章の規定は、図書館その他の市の施設において、一般の利用に供することを目的として収集し、保有している、図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。
 - 3 他の法令(栗原市情報公開条例(平成17年栗原市条例第7号)を除く。)の定めるところにより、自己に関する個人情報を閲覧し、又は個人情報が記録された物の写しの交付を受けることができる場合は、第2節(第19条から第21条までを除く。)の規定は、適用しない。
 - 4 他の法令の定めるところにより自己に関する個人情報を訂正することができる場合は、第19条から第21条までの規定は、適用しない。
 - 5 他の法令の定めるところにより、自己に関する個人情報を閲覧し、又は個人情報が記録された物の写しの交付を受けた場合は、第19条第1項の規定の適用については、開示を受けたものとみなす。

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(指針の作成等)

第26条 市長は、事業者が個人情報の保護について自主的に適切な措置を講ずることができるよう、審査会の意見を聴いた上で事業者が個人情報の保護を行うための指針を作成し、公表するものとする。

- 2 市長は、前項に規定するほか、事業者の個人情報の保護について普及啓発に努めるとともに、必要に応じ、事業者に対し指導及び助言を行うものとする。
(説明又は資料の提出の要求)

第27条 市長は、事業者の個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度で、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(是正勧告)

第28条 市長は、事業者の個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、審査会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(公表)

第29条 市長は、事業者が、第27条の説明若しくは資料の提出を正当な理由なしに拒否し、又は前条の是正勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、市長

は、あらかじめ、当該事業者に対し意見陳述の機会を与えるとともに、審査会の意見を聴かなければならぬ。

(苦情相談の処理)

第30条 市長は、事業者の個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

第4章 個人情報保護審査会

(設置等)

第31条 この条例によりその権限に属させられた事項を行わせるため、栗原市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項に規定するもののほか、個人情報の保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に建議することができる。

(組織)

第32条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第33条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(会長)

第34条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第35条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取等)

第36条 審査会は、その権限に属する事項の審議を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第37条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第38条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第5章 雜則

(運用状況の公表)

第39条 市長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第40条 市長は、個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応じるものとする。

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が取り扱う個人情報の保護については当該実施機関が、事業者が取り扱う個人情報の保護については規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、合併前の築館町、栗駒町、一迫町、瀬峰町、金成町及び志波姫町(以下「合併関係町」という。)から承継された個人情報については、この条例の相当規定により収集されたものとみなす。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併関係町の機関において行われていた個人情報の処理で、この条例の施行の際、実施機関が引き続き行うものは、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

4 施行日の前日までに、合併前の築館町個人情報保護条例(平成12年築館町条例第14号)、栗駒町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例(平成7年栗駒町条例第20号)、一迫町個人情報保護条例(平成16年一迫町条例第1号)、瀬峰町電算処理に係る個人情報の保護に関する条例(平成10年瀬峰町条例第22号)、金成町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例

(平成6年金成町条例第8号)又は志波姫町個人情報保護条例(平成13年志波姫町条例第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年7月4日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の栗原市情報公開条例及び栗原市個人情報保護条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。